

予算・決算特別委員会

令和5年10月10日

1 議案審査

(1) 議案第38号 令和4年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

予算・決算特別委員会 追加資料一覧

資料番号	件名
1	神田錦町三丁目福祉施設について
2	防災備蓄品について
3	学校におけるアヒルの購入について
4	高齢者福祉施設について
5	特命随意契約について
6	道路維持管理について
7	神田警察通り設計業務について
8	過去5年間において議決後に変更を行った工事(道路公園課分)の一覧

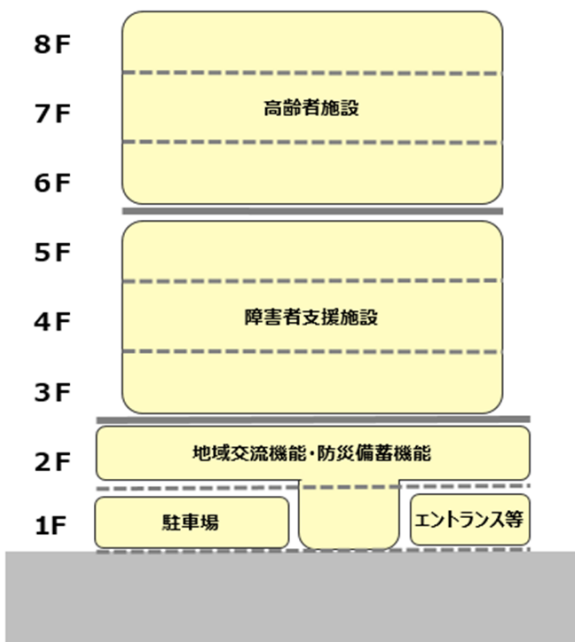
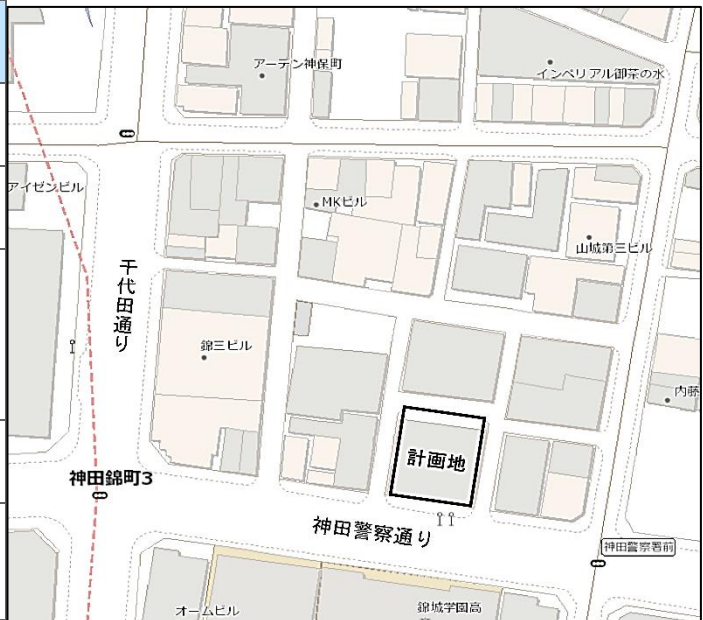
(仮称) 神田錦町三丁目施設整備について

1 事業スケジュール

令和5年7月14日	募集要項の公表（区ホームページ）
令和6年1月	整備等事業者の決定
3月	工事請負契約締結の議案提出
	既存施設解体工事・新規施設設計開始
令和7年度	新規施設建設工事
令和8年度	開設

2 計画地と機能構成

項目	内容
所在地	神田錦町三丁目 10 番地
敷地面積	695.1 m ²
都市計画地域	千代田区駐車場整備地区、神田錦町北部周辺地区地区計画区域内
用途地域等	商業地域、防火地域
建蔽率／容積率	80％／600％



階	機能
8階	認知症対応型共同生活介護
7階	認知症対応型共同生活介護
6階	看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護ステーション
5階	日中サービス支援型共同生活援助、短期入所
4階	日中サービス支援型共同生活援助、短期入所
3階	就労継続支援B型、移動支援 障害者よろず相談、障害者就労支援センター
2階	地域交流スペース、防災備蓄倉庫、その他
1階	エントランス、地域交流スペース、駐車場、駐輪場 等

千代田区内の障害者福祉サービス事業所

令和5年9月30日時点

予算・決算特別委員会
追加資料 1-2

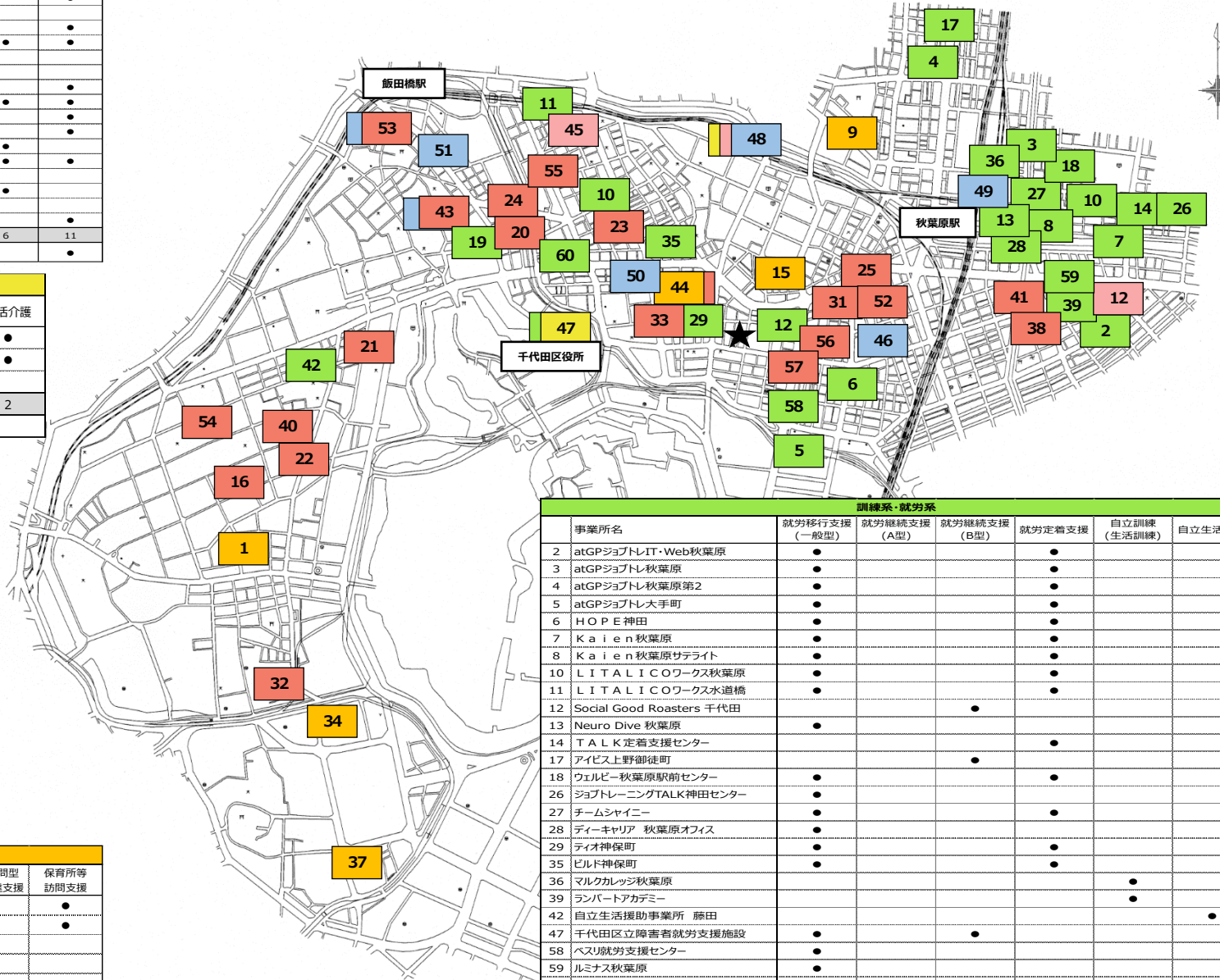
訪問系					
事業所名	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	移動支援
16 Tendresse	●		●		
20 クッドライフケア訪問介護 千代田	●	●			●
21 ケア21 九段	●	●		●	
22 ケアエイド・パール	●	●			●
23 ケアレッツお茶の水	●	●			●
24 ケアワーク千代田	●	●			●
31 ニチケアセンター神田	●	●		●	
32 パーソナル・アシスタント・サービス東京	●	●			●
33 ハビサポート東京	●	●			●
38 ライズケア	●				●
40 レインボーハートケア	●	●		●	●
43 手結ステーション	●	●			●
44 障害児訪問支援ナンシー	●	●			●
52 同行援護事業所みつぎ	●	●		●	●
53 特定非営利活動法人ホープ	●	●	●		●
54 つながるケア	●	●			●
55 モリス介護サービス事業所	●	●		●	●
56 訪問介護事業所さきさき 御茶ノ水店	●	●			●
57 ルルドの泉	●	●	●		●
19施設	18	15	4	6	11
★ (仮称) 錦町三丁目施設					

日中活動系			
事業所名	定員	短期入所	生活介護
47 千代田区立障害者就労支援施設	10		●
48 千代田区立障害者福祉センターえみふる	20		●
48 千代田区立障害者福祉センターふみりあ	4	●	
3施設	34	1	2
★ (仮称) 錦町三丁目施設	4	●	

居住系		
事業所名	定員	共同生活援助(GH)
12 mamesso千代田1号	6	●
45 城東地域生活支援センター / みさきホーム	4	●
48 千代田区立障害者福祉センターえみふる	4	●
3施設	14	3
★ (仮称) 錦町三丁目施設	20	●

相談支援系		
事業所名	計画相談	障害児相談支援
43 手結ステーション	●	
46 千代田区立子ども発達センター	●	●
48 千代田区立障害者福祉センターえみふる	●	
49 相談支援センターAkiba	●	●
50 相談支援事業所 Mo i	●	●
51 相談支援事業所 樹	●	●
53 特定非営利活動法人ホープ	●	●
7施設	7	5

障害児のみ (通所・訪問系)				
事業所名	児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援
1 AIAI PLUS 麹町	●	●		●
9 LITALICOジュニアお茶の水教室	●	●		●
15 TEENS 御茶ノ水	●	●		
34 びかいち	●	●		
37 メルケア プリスクーリング	●			●
44 障害児訪問支援ナンシー			●	
6施設	4	4	1	3



訓練系・就労系						
事業所名	就労移行支援 (一般型)	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	就労定着支援	自立訓練 (生活訓練)	自立生活援助
2 atGPジョブトレIT・Web秋葉原	●			●		
3 atGPジョブトレ秋葉原	●			●		
4 atGPジョブトレ秋葉原第2	●			●		
5 atGPジョブトレ大手町	●			●		
6 HOPE 神田	●			●		
7 Kaien 秋葉原	●			●		
8 Kaien 秋葉原サテライト	●			●		
10 LITALICOワークス秋葉原	●			●		
11 LITALICOワークス水道橋	●			●		
12 Social Good Roasters 千代田	●			●		
13 Neuro Dive 秋葉原	●			●		
14 TALK 定着支援センター				●		
17 アイビス上野御徒町			●			
18 ウェルビー-秋葉原駅前センター	●			●		
26 ジョブトレーニングTALK神田センター	●			●		
27 チームシャイニー	●			●		
28 ディーキャリア 秋葉原オフィス	●			●		
29 ティオ神保町	●			●		
35 ビルド神保町	●			●		
36 マルクレッツ秋葉原					●	
39 ランバートアカデミー					●	
42 自立生活援助事業所 藤田						●
47 千代田区立障害者就労支援施設			●			
58 ベルス就労支援センター	●					
59 ルミナス秋葉原	●					
60 3D&MUSIC/GAME&ILLUSTRATION JAM			●			
26施設	19	0	4	14	2	1
★ (仮称) 錦町三丁目施設		●				

避難所・福祉避難所の備蓄状況（発電機、蓄電池等）

No	区分	避難所	発電機 1			発電機 2			ポータブル蓄電池（生活者用）		ポータブル蓄電池（本管用）	ソーラー蓄電池
			カセットガス 発電機	カセットガス	総稼働時間	ガソリン 発電機	ガソリン	総稼働時間	大型	中型	中型	
1	避難所	麴町小学校	3台	216本	108時間	3台	32缶	59時間	1台	1台	1台	1台
2		九段小学校	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	1台	—	—
3		番町小学校	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
4		麴町中学校	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	—	1台
5		富士見みらい館	3台	216本	108時間	4台	32缶	59時間	1台	1台	1台	1台
6		お茶の水小学校(改築中)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7		神田一橋中学校	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	—	—
8		神田さくら館	4台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
9		昌平童夢館	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
10		アーツ千代田3331	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
11		ちよだパークサイドプラザ	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
12		旧今川中学校	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
13		一橋高校	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
14		区立スポーツセンター	2台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
15		岩本町ほほえみプラザ	3台	216本	108時間	2台	32缶	59時間	1台	—	1台	1台
16	福祉避難所※	岩本町ほほえみプラザ	1台	24本	12時間	0台	0缶	0時間	1台	—	1台	—
17		いきいきプラザ一番町	1台	24本	12時間	0台	0缶	0時間	1台	—	1台	—
18		高齢者総合サポートセンター かがやきプラザ	3台	24本	12時間	0台	0缶	0時間	1台	—	1台	—
19		障害者福祉センターえみふる	1台	24本	12時間	0台	0缶	0時間	1台	—	1台	—
20	予備	平河町森タワー	0台	0本	0時間	2台	0缶	0時間				
21		PCP丸の内	0台	0本	0時間	0台	12缶	22時間				
22		九段上集会室(九段さくら館)	1台	0本	0時間	0台	0缶	0時間				

ポータブル蓄電池:リース契約により備蓄している。また、ソーラーパネルによる充電にも対応

○各蓄電池容量、スマートフォン充電回数等

	機器	蓄電容量	充電時間 (ソーラーパネル使用時)	スマホ満充電回数
1	ポータブル蓄電池(大型)	5,656wh	15~17時間	約452回分
2	ポータブル蓄電池(中型)	2,962wh	8~10時間	約236回分
3	ソーラー蓄電池	576wh	16~18時間	約46回分

※福祉避難所における特徴的な備蓄物資：車いす、杖、折り畳み式歩行車、担架、階段避難車、大人用紙おむつ、オストメイトセット、分娩セットなど

学校におけるアヒルの購入について

1 過去 20 年間の購入履歴

学校・園における、アヒルの購入履歴に関しては、区立番町幼稚園以外では確認できなかった。

2 番町幼稚園のアヒルについて

雌雄の別	メス	オス
購入した時期	平成 30 年 1 月	平成 30 年 1 月
死んだ時期	令和元年 8 月	

オスのアヒルについては、現在も同園において、保護者や地域の皆様にもご協力をいただきながら、子どもたちに愛され、大切に飼育されている。

高齢者福祉施設について

1 特別養護老人ホームの待機者数（各年度4月1日時点）

	一番町特別養護老人ホーム 定員 82名			特別養護老人ホーム かんだ連雀 定員 59名			小規模特別養護老人ホーム ジロール麴町 定員 29名			ザ番町ハウス 定員 108名			特別養護老人ホーム 入所申込者実数 定員 278名		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	総計
令和元年度	33	74	107	33	70	103	30	64	94	/	/	/	50	95	145
令和2年度	28	78	106	22	70	92	19	68	87	/	/	/	33	92	125
令和3年度	15	39	54	15	44	59	15	37	52	23	40	63	31	68	99
令和4年度	12	29	41	11	26	37	7	23	30	8	26	34	16	43	59
令和5年度	14	26	40	16	22	38	13	19	32	18	25	43	25	41	66

（各施設の待機者数（表左側）は延べ人数、入所申込者数（表右側）は実人数）

<区内特別養護老人ホームの定員数の推移>

令和2年度末 定員数は 165 名

令和3年4月1日 ザ番町ハウスの開設（108名）に伴い、定員数は 273 名

令和4年4月1日 ジロール麴町の増床（24名→29名）に伴い、定員数は 278 名

2 千代田区外介護老人保健施設の利用状況（各年度4月1日時点）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
686	681	593	431	329

（延べ人数）

※参考 グループホームの待機者数（令和5年9月30日時点）

	グループホーム いわもと 定員 9名(1ユニット)			グループホーム ジロール麴町 定員 18名(2ユニット)			グループホーム ジロール神田佐久間町 定員 9名(1ユニット)			番町グループホーム 定員 18名(2ユニット)			グループホーム 待機者数 定員 54名(6ユニット)		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	総計
令和5年度	3	7	10	3	7	10	3	7	10	1	2	3	10	23	33

各施設に待機者数を聞き取り確認。

特命随意契約について

1 根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項	
第2号	その性質又は目的が競争入札に適さない
第3号	特定の施設等から物品を買入れ又は役務の提供を受ける
第4号	新たな事業分野の開拓を図るものとして認定された者から物品を買入れ又は役務の提供を受ける
第5号	緊急の必要による
第6号	競争入札に付することが不利
第7号	時価に対して著しく有利な価格で契約ができる
第8号	競争入札に付し入札者又は落札者がいない
第9号	落札者が契約を締結しない

2 特命随意契約の手続きの流れ（契約課契約の場合）

- ① 所管課が特命随意契約理由書及び仕様書の案を作成
↓
- ② 契約課が特命随意契約理由書及び仕様書の案を事前チェック
↓
- ③ 事前チェック完了後、所管課が実施原議起案→契約締結請求
↓
- ④ 契約課が契約締結手続きを行う

1 件名

客引き行為等防止パトロール業務

2 目的

「千代田区公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」(平成26年千代田区条例第7号。以下「客引き行為等防止条例」という。)に基づき、区民生活の安全安心を確保するため、区の指定する地域を巡回・駐留警戒し、客引き行為等をする者に対する指導及び来街者等への啓発活動を継続的に行うことで、当該地域の客引き行為等の撲滅を図る。

併せて、路上喫煙や放置自転車等への指導を行い、地域の生活環境の向上を図る。

3 履行場所

千代田区内の区が指定する地域(客引き行為等防止条例第8条第1項で定める「客引き行為等防止重点地区」(秋葉原昭和通り口周辺、神田駅周辺、外神田)内(別紙1参照))

4 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 履行日時

(1) 履行日

地区ごとに契約日に区が通知した日。

ただし、通知した履行日に変更があるときは、当該日の属する月の前月20日までに通知した日。

(2) 履行時間

■時から■時までのうちで区が指定する時間(下記を基本とする。)

①月曜日から土曜日

②日曜日、祝・休日

※区内の情勢の変化、区民等のパトロール活動の支援及び区が必要と認めるときは上記と異なる履行日時を指定することがあり、受託者はこれに必ず応ずるものとする。なお、深夜帯を指定する場合は双方協議のうえ行う。

6 業務日数

地区ごとに■日を目安とする。(契約は固定費を除き、1日あたりの単価契約とし、配置日数に応じて支払うものとする。)

7 業務内容

受託者は、重点地区内において、立番による固定配置又は徒歩により、以下(1)～(3)に記載する指導・啓発活動を実施すること。

(1) 客引き行為等に対する指導

客引き行為等防止条例第2条第1項第8号に規定する公共の場所において、同条例第7条に違反し、客引き行為等をしていると認められる者を発見したときは、当該者に対して、客引き行為等をやめるように指導を行うこと。なお、指導する際は、強制や威圧と受け取られる態度を避け、理解と協力を求めるよう対応すること。

(2) 客引き行為等防止に対する広報啓発活動

客引き行為等をしている者及び店舗、区民(昼間区民を含む。)並びに来街者に対し、チラシ配布、

メガホン等による客引き行為等の規制に関する法令の広報啓発活動を実施すること。

(3) その他禁止行為に対する指導

ア 路上喫煙者に対する指導

巡回中に、安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例（平成14年千代田区条例第53号）第21条に規定する路上禁煙地区で喫煙又は吸い殻のポイ捨てをした者を発見したときは、同条に基づき注意指導を行うこと。また、必要に応じて注意指導時に吸い殻等の回収を行うこと。

イ 放置自転車に対する指導

巡回中に、道路や公園等の公共の場所で自転車を放置した者を発見したときは、「千代田区自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」（平成11年3月26日条例第13号）第5条に基づき、注意指導を行うこと。

※ただし、上記(1)、(2)の業務中の場合は、当該業務を優先すること。

(4) 地域が実施する客引き防止パトロールの支援

町会や商店街、客引き行為等防止推進団体が行うパトロール等であって区が必要と認めるものと同行し、上記(1)、(2)の業務を行うこと。なお、実施する日時及び場所は、本契約の履行日時の範囲内に限るものとする。

※「客引き行為等」とは、公共の場所における以下の行為をいう。

1 客引き行為（全ての業種が対象）

・自らの客にすることを目的に、通行人等不特定の者の中から相手方を特定して、立ちほだかり、同行し、又は追従しながら話しかけ、あるいはサービス提供の内容や料金システム等を提示しながら誘うこと。

2 勧誘（スカウト）行為

・「ファッションヘルス」等の人の性的好奇心に応じて人に接する業務及び「キャバクラ」等の専ら異性に対する接待をして酒類を伴う飲食をさせる業務に従事するよう勧誘をすること。
・「アダルトビデオ」の出演や「ポルノ画像」の被写体となるように勧誘をすること。

3 客待ち

・「客引き行為」や「勧誘（スカウト）行為」をする目的で、「うろつき」、「たたずみ」、「たむろ」等を行い客になる人を待つこと。

8 業務体制

(1) 統括責任者の配置

ア 受託者は、この業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を置くこと。

イ 統括責任者は、パトロール員の指導監督を行うこと。

ウ 統括責任者は、業務の遂行方法について、区と打合せや調整を行うこと。

エ 統括責任者は、警備業法に基づく「警備員指導教育責任者」資格保有者又は警察官OBであること。

オ 統括責任者は、履行場所に常駐し、全体の指揮を執ること。

カ 受託者は、この業務を統括する副責任者（以下「統括副責任者」という。）を2名以上定め、履行日に配置すること。統括責任者が不在となるときは、統括副責任者が統括責任者と同等の責任を果たすこと。統括副責任者の数は確実に配置できる数とし、上限は設けない。統括副責任者に定められた者がその任に従事しない時間帯において、パトロール員として配置されることは妨げない。

キ 統括副責任者は、統括責任者と同等の資格等を有し、その任務につけるものであること。

ク 受託者は、統括責任者及び統括副責任者に自社の身分証明書及び区が発行する指導員証を携行させること。なお、指導員証は、本契約満了後に全て返却するものとし、紛失した場合は速やかに区へ報告すること。

ケ 受託者は、統括責任者に携帯電話を常備させ、緊急時等における連絡体制を確保すること。

(2) 客引き防止パトロール員（以下、「パトロール員」という。）の配置

ア パトロール員は、「3 履行場所」で定める重点地区内に配置すること。

イ パトロール員は、以下の要件を満たしていること。

(ア) 成人であること。

(イ) 巡回啓発業務（路上喫煙禁止条例違反者や違法な路上販売への巡回指導など、特定の場所を巡回しながら法令やルール違反に対し注意指導を行う業務であって、公共団体が委託するもの。）に関する実務経験を3か月以上有する者であること。

(ウ) 本業務の目的と内容を理解し、責任感を持って業務に取り組み、心身ともに健康な者であること。

ウ 受託者は、パトロール員に自社規定の制服及び必要に応じて雨具、防寒着等（以下これらを「制服等」という。）を着用させること。なお、制服等は、区民に不快感を与えない服装であることとし、制服等に係る費用は、受託者の負担とする。また、端正な身だしなみを保持させ、随時点検すること。

エ 受託者は、客引き行為等防止条例の啓発のため、パトロール員に区が支給する客引き防止啓発用メッシュベストを制服の上から着用させること。

オ 受託者は、パトロール員に区が支給する携帯灰皿を携行させること。

カ 受託者は、パトロール員に自社の身分証明書及び区が発行する指導員証を携行させること。なお、指導員証は、本契約満了後に全て返却するものとし、紛失した場合は速やかに区へ報告すること。

キ 受託者は、パトロール員に広報啓発や行動記録用の機器等の必要な機材や消耗品を携行させること。

ク 受託者は、パトロール員に携帯電話を常備させ、緊急時等における連絡体制を確保すること。

9 待機施設

千代田区内に待機施設を確保すること。千代田区が発信する情報を即時把握する、及び区担当者と従事者との緊密な意思疎通を図るため、待機施設においてWebの閲覧、メールの送受信ができる体制をとること。そのために必要なプロバイダ契約・パソコン等は受託者が用意すること。

10 区への報告等

(1) 統括（副）責任者名簿の作成

受託者は、業務開始前までに本業務に従事する統括責任者及び統括副責任者の名簿（氏名、生年月日、警備員指導教育責任者又は警察官OBの別）並びにそれぞれの警備員指導教育責任者資格証又は警察官OBであることを証するものを区に提出すること（名簿の書式は任意）。なお、名簿提出後、統括責任者及び統括副責任者を変更しようとするときは、その都度区の承認を得ること。

(2) 従事者名簿の作成

受託者は、業務開始前までに本業務に従事するパトロール員等の名簿（氏名、生年月日、警備業務に従事した経歴に関する事項等）を区に提出すること（書式は任意）。なお、名簿提出後、パトロール員等を変更しようとするときは、その都度区の承認を得ること。

(3) 緊急連絡網の作成

受託者は、業務開始前までに緊急連絡網（別紙2）を区に提出すること。

(4) 実施計画書の作成

受託者は、毎月末日（ただし、4月にあつては区が指定する日）までに、翌月分の勤務予定者及び重点巡回エリア等を記載した実施計画書を提出すること（書式は任意）。その際、統括責任者・統括副責任者が分かるように明記すること。

(5) 報告書の作成

受託者は、次に掲げる報告書を作成し、定められた期限までに区に提出すること。

ア 日報の作成

受託者は、業務を実施したときは、客引き行為等をしている者の人数等の集計や、改善状況等を記載した日報（別紙3）を作成し、当該日の翌開庁日の正午までに電子メールで区担当課宛に送付すること。

イ 月報の作成

受託者は、1か月分の実施結果について月報を作成し、翌月5日（ただし、当該日が土曜・日曜日、祝・休日の場合は、翌開庁日、3月分は3月31日）までに前月分を区担当課宛に送付すること。

なお、四半期に1回程度、月報を持参の上、当該地域の客引き行為等の動向について区に報告し、今後の指導方針について区と協議するものとする。

11 業務実施上の条件

- (1) 受託者は、警備業法第4条の認定業者であって、過去5年以内に法に基づく行政処分を受けたことがない業者であること。このことについては、法で定める認定証の写しと誓約書（任意書式）を提出すること。
- (2) 受託者は、統括責任者、統括副責任者及びパトロール員に対し、本業務の内容（関係法令、条例等）を教育し熟知させること。
- (3) 受託者は、統括責任者、統括副責任者及びパトロール員に対し、職務を執行する上で特別な権限を有していないことを認識させること。また客引き行為等をしている者及び店舗、区民（昼間区民を含む。）並びに来街者に対する声掛け（助言・指導・注意）を積極的に行うとともに、声掛けに際しては、区民等から誤解を招くことのないよう、言動には十分配慮するよう指導すること。
- (4) 受託者は、業務従事者の活動に関し区民等から苦情があったときは、事実を確認するとともに、発生原因、再発防止対策等を記載した書面により区に報告すること。
- (5) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状態を把握し、業務に支障がないようにすること。
- (6) 関係法令を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。
- (7) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (8) 受託者は、業務遂行中に被った災害、第三者行為その他の事故について、一切の責任及び賠償を区に求めないこと。
- (9) 受託者は、区又は第三者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負うこと。

12 その他

- (1) 受託者は、業務開始前に原則として神田警察署及び万世橋警察署に立ち寄り、最新の事件・事故等に関する情報について収集すること。これらの内容については、連絡事項等があれば必ず区へ報告すること。
- (2) パトロール中に通行者等から問合せや地理案内を求められたときは、当該業務に支障のない範囲で誠実に応対すること。
- (3) パトロール中は、通行の妨げや店舗の営業妨害と誤認されないよう注意すること。
- (4) 業務中に事件・事故を現認し、又は迷い人・急病人等の要保護者を発見した場合など緊急対応を要するときは、直ちに警察又は消防等の関係機関に通報するとともに、必要な措置を講ずること。また、区民等の安全確保を第一とし、警察や消防等との連携を図ること。
- (5) 事件、事故等の特異事案を取り扱った場合は、事案の概要を速やかに区に口頭報告するとともに

に、追って区に書面で報告すること。

- (6) その他対応困難な状況が発生したときは、直ちに区に連絡して指示を受け、適切に対応すること。
- (7) 大雨、洪水、地震等により災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、区の指示に従い、安全確保を図りながら現場確認等の対応に当たること。
- (8) 休憩は、受託者が設ける拠点において定められた時間に行い、路上等の公共の場所では行わないこと。
- (9) 業務に必要な物品等の全ての費用は、区が支給するものを除き、受託者の負担とする。

13 疑義等の取扱い

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、区と協議し決定すること。

14 支払方法

- (1) 本業務の1日当たりの単価を設定し、業務の履行実績に応じて支払う。ただし、総価分については、令和4年4月分として一括して支払う。
- (2) 本件は、月払とし、履行検査の合格後、適正な請求書を受領してから30日以内に支払う。

15 問合せ先

千代田区 地域振興部 安全生活課 安全生活係

〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 千代田区役所本庁舎5階

電話 03 (5211) 4251 (直通)

FAX 03 (3264) 8956

E-mail anzenseikatsu@city.chiyoda.lg.jp

内 訳 書

【総価分】

(単位:円)

項目	単位	小計	消費税	合計
客引き行為等防止パトロール業務(経費)	1式	2,100,000	210,000	2,310,000

【単価分】

(単位:円)

No.	名称	勤務時間	単位	単価
1-①	業務責任者	5時間	1人あたり	22,000
1-②	パトロール員			20,000
2-①	業務責任者	10時間	1人あたり	35,750
2-②	パトロール員			32,500

※支払金額の確定

数量が確定した段階で、上記単価に確定数量を乗じて得た額の合算額に10%を加算した額を支払うものとする。ただし、当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数金額は切り捨てる。

令和4年3月31日

千代田区長 殿

シンテイ警備株式会社
千代田区客引き行為等防止パトロール業務
統括責任者 [REDACTED]

令和 4年 4月 における神田地区での活動を以下のように計画いたしました。
ご承認をお願いいたします。

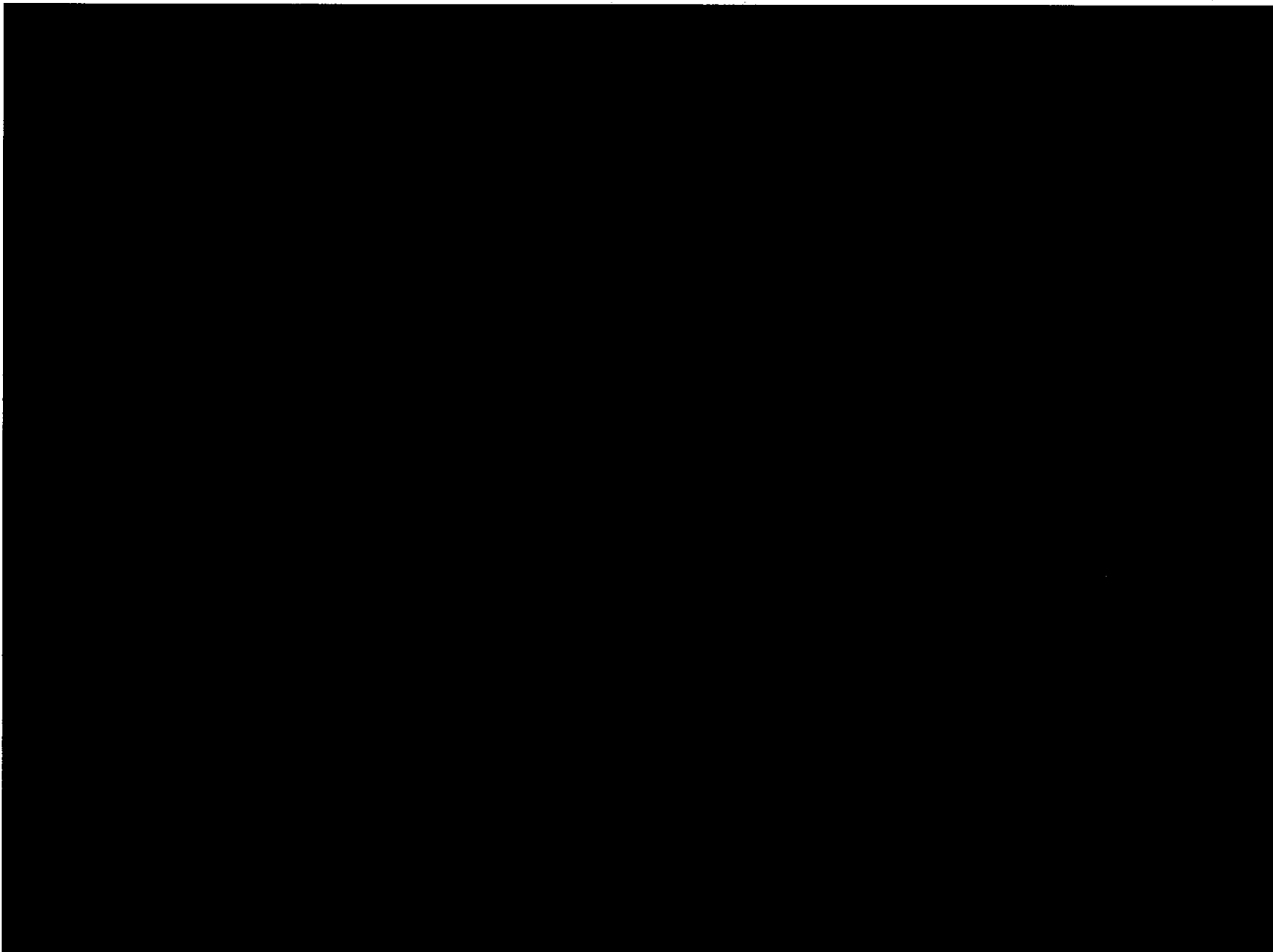
神田地区活動計画 4月 履行日: [REDACTED]

計 [REDACTED]

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
管理責任者	[REDACTED]																													
パトロール員①	[REDACTED]																													
パトロール員②	[REDACTED]																													
パトロール員③	[REDACTED]																													

重点地区(神田周辺)

特記 :



客引き行為等防止パトロール業務 日報

実施日	令和 年 月 日()		時 ~ 時	天候	
No.	業務従事者属性	業務従事者氏名	No.	業務従事者属性	業務従事者氏名
1	統括責任者		2	パトロール員	
3	パトロール員		4	パトロール員	
5	パトロール員		6	パトロール員	

<客引き行為者等の集計>

時間帯	項目	視認人数	啓発人数(行為者等への声掛け)	時間帯	項目	視認人数	啓発人数(行為者等への声掛け)
19時	客引き	人	人	20時	客引き	人	人
	客待ち	人	人		客待ち	人	人
	呼込み	人	人		呼込み	人	人
21時	客引き	人	人	当日累計	①客引き	人	人
	客待ち	人	人		②客待ち	人	人
	呼込み	人	人		③呼込み	人	人
その他禁止行為(17~22時)			人		①~③計	人	人

<特記事項>

No.	時間	場所	状況・対応等
例	19時50分	秋葉原周辺	万世橋警察署による巡回があった。
1			
2			

<総括報告> ※当日の客引き行為等の状況や改善状況について総括的に記入してください。

※追加する場合は行を挿入してください。

令和4年4月30日

千代田区長 殿

東京都中央区新富一丁目8番8号
シンテイ警備株式会社 第五事業部
業務責任者 [REDACTED]

千代田区客引き行為等防止パトロール業務 神田地区
4月分月報

活動日 [REDACTED]

1. 推 進 状 況

東京都は、4月25日から5月22日までの期間を新型コロナウイルス感染症拡大のリバウンド警戒期間と定めた。

こうした状況から、街頭では新規感染者数が高止まりしている感があるものの、4月に入り新卒者の歓迎会や退職者の送別会などで飲食店ではお客の入り格段に増えた。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[Redacted text]

2 客引き対策の効果

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

[Redacted text]

3. 特異事項抑止関係

[Redacted text block]

4. 一般人からの激励

[Redacted text block]

5. 今後の取り組み

[Redacted text block]

〈支払管理表〉

件名	客引き行為等防止パトロール業務			契約額・限度額	¥88,168,000	残額	¥9,587,025
年度	会計	款	項	目	節	事業	細事業
令和4年度	一般会計	地域振興費	地域振興管理費	地域振興総務費	委託料	客引き行為等の防止対策	客引き行為等の防止対策

① ② ③ ④ ⑤ ⑥

金額	¥8,444,150	¥5,879,775	¥6,381,100	¥6,890,950	¥6,292,550	¥6,637,125
期間・回数	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
累計	¥8,444,150	¥14,323,925	¥20,705,025	¥27,595,975	¥33,888,525	¥40,525,650
摘要						
審査	済	済	済	済	済	済

⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫

金額	¥6,446,550	¥5,936,150	¥6,425,100	¥6,014,525	¥5,584,700	¥7,648,300
期間・回数	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
累計	¥46,972,200	¥52,908,350	¥59,333,450	¥65,347,975	¥70,932,675	¥78,580,975
摘要						
審査	済	済	済	済	済	済

仕 様 書

1 件 名

神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第326号）

2 業務概要

(1) 目 的：神田警察通りにおいて道路工事等の実施にあたり、作業帯及び作業帯周辺の保安管理の充実を図ることで、施工時の安全確保と工事の円滑化の両立を図ることを目的とする。

(2) 履行場所：神田警察通り（特別区道千第389号）

(3) 契約期間：契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(4) 業務時間：以下の時間とする

① 5：00 から 22：00（うち9時間）

② 20：00 から 5：00

③ 21：00 から 5：00

④ 22：00 から 5：00

⑤ 23：00 から 5：00

⑥ 24：00 から 5：00

3 適 用

本仕様書は、神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第326号）（以下「本業務」という。）において必要な事項を定める。

本業務の履行にあたり、本仕様書に明示されていない事項や疑義がある場合は、千代田区（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）が協議してこれを定める。

4 資格要件

本業務の履行にあたり、警備業法第22条第2項に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者を最低5名以上配置すること。

5 業務内容

乙は、以下のように本業務を行う。

(1) 現地踏査

対象路線の現地状況や、保安箇所を確認のうえ、警備体制を計画すること。

(2) 現地における業務

保安内容は下記のとおりとする。

① 本業務にあたり、作業帯及び保安の状況を記録する。

② 作業帯の保安を行い、工事関係者の円滑な出入りのため誘導を行う。

③ 作業帯内への侵入を防止するとともに、作業帯への破損行為及び形状を変更しようとする者を抑制する。

④ 作業帯内に侵入した者に対して、速やかに退去するよう警告し、危険を避けるために必要な措置をとる。

⑤ 沿道建物を利用する一般人の安全を確保しながら通行を誘導する。

(3) 報告書作成

業務成果として、以下の項目を網羅した報告書をし、甲の確認を得ること。

- ①保安人数及び体制
- ②現場の対応状況

6 業務の処理

乙は、業務の詳細及び範囲について、甲と十分に打合せをして本業務の目的を達成しなければならない。特に警備体制については、業務前に必ず甲担当者と協議すること。また、作業前においても、迅速に業務に取り掛かることができるよう事前にミーティングを行うこと。

7 業務の完了

(1) 成果品の提出

本業務が完了したときは、成果品を供給完了書及び納品書とともに千代田区道路公園課宛に提出し完了検査を受けるものとするが、甲が指示する場合は履行期間途中においても成果品の部分提出を行うものとする。また、委託が完了し、成果品の引渡し後において内容に不備、不完全が発見された場合は、乙の責任において直ちに補正すること。

- ①成果品は以下のものとする。
 - ・保安業務報告書（正副1部ずつ）
- ②電子データはPDF形式とWindows版MS Office形式（Word&Excel形式）の2種類で作成することを基本とする。

(2) 成果品に関する留意事項

成果品の提出の際には、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

8 機密の保持

乙は、甲の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

また、業務に関して知り得た個人情報等は全て甲の個人情報であり、甲の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。

9 事故等の処理

第三者に損害を与えた場合は、直ちに被害者に対する適切な措置をとるとともに、その原因を取り除き被害の拡大防止を図り、速やかに甲に報告すること。また、その損害に対する賠償は乙の責任で処理すること。

10 検査

乙は、完了後、速やかに検査の準備を済ませ、検査を受けること。また、甲が指示する場合は履行期間途中においても既済部分検査に応じること。

11 支払い金額の算出及び支払い方法

(1) 支払い金額の算出

支払い金額は別紙単価表に基づき算出した額とする。

(2) 中止時規定

本業務における警備実施日前に、やむを得ず中止となってしまった場合の支払金額の算定は以下のとおりとし、消費税は課税されないものとする。

- ア 実施予定日1週間前までに中止となった場合、別紙単価表に基づき算出した額の20%
- イ 実施予定日1週間以降、2日前AM9:00までに中止となった場合、別紙単価表に基づき算出した額の50%
- ウ 上記以降に中止となった場合、別紙単価表に基づき算出した額の100%

(3) 支払い方法

検査合格後、関係書類を添付した適正なる請求書を受理した日より30日以内に支払う。なお、請求書等は速やかに提出すること。

12 情報セキュリティの確保

電子情報の取り扱いに関して、乙は千代田区情報セキュリティポリシー【基本方針】(令和4年10月1日施行)及び千代田区情報セキュリティ対策基準(令和4年10月1日施行)と同等の水準での情報セキュリティを確保すること。なお、乙が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより甲が被害を被つた場合には、甲は乙に損害賠償を請求することができる。甲が請求する損害賠償額は、甲が実際に被つた損害額とする。

以上

令和4年度 千代田区 環境まちづくり部 道路公園課

単価表

名称	単位	単価 (税抜)	実働時間	適用時間	名称	単位	単価 (税抜)	実働時間	適用時間
警備員 A-①	人	70,000	8時間	5:00~22:00 のうち9時間	警備員 B-①	人	40,000	8時間	5:00~22:00 のうち9時間
警備員 A-②	人	83,122	8時間	20:00~5:00	警備員 B-②	人	47,500	8時間	20:00~5:00
警備員 A-③	人	74,372	7時間	21:00~5:00	警備員 B-③	人	42,500	7時間	21:00~5:00
警備員 A-④	人	65,622	6時間	22:00~5:00	警備員 B-④	人	37,500	6時間	22:00~5:00
警備員 A-⑤	人	54,685	5時間	23:00~5:00	警備員 B-⑤	人	31,250	5時間	23:00~5:00
警備員 A-⑥	人	54,685	5時間	24:00~5:00	警備員 B-⑥	人	31,250	5時間	24:00~5:00

1 警備員Aは警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者とする。

2 警備員A-1及び警備員B-1の勤務開始時間については、区の指示によるものとする。

3 原則1時間休憩をとること。(警備員A-6及び警備員B-6を除く)

4 支払金額の確定

数量が確定した段階で、上記単価に確定数量を乗じて得た額の合算額に10%を加算した額を支払うものとする。

ただし、当該契約に基づく請求金額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数金額は切り捨てる。

5 中止時規定

本業務における警備実施日前に、やむを得ず中止となった場合の支払金額の算定は以下のとおりとし、消費税は課税されないものとする。

ア 実施予定日1週間前までに中止となった場合、単価表に基づき算出した額の20%

イ 実施予定日1週間以降、2日前AM9:00までに中止となった場合、単価表に基づき算出した額の50%

ウ 上記以降に中止となった場合、単価表に基づき算出した額の100%

警 備 報 告 書

得意先名	千代田区役所		
件 名	神田警察通りの道路工事等に係る保安業務（第326号）		
履行場所	神田警察通り（特別区道千389号）		
履行日時	自： 令和 5 年 2 月 5 日 23 : 00	天候	晴れ
	至： 令和 5 年 2 月 6 日 09 : 00		
報告者			
配置人数			
配置人員氏名 (有資格者)			
配置人員氏名 (一般)			

時 刻	内 容
22:00	勤務者集合完了。点呼後、各班毎に装備確認及びミーティング実施。
22:45	
23:00	
23:00	全体教養実施。
23:50	各班毎に集合場所を出発。
24:00	基幹系無線開局。通信状況良好。
00:20	施工場所付近に各班到着確認。現地支部より作業部隊に予定通り出発の指示が出る。
00:28	作業部隊車両到着に合わせて、各班配置に展開。業務開始。
00:48	
01:25頃	
02:00	予定作業帯設置完了。ミニストップ前まで作業帯を追加設置に伴い配置変更。
03:00	ミニストップ前より伐採作業開始。周辺警戒を厳重にする様指示。
04:57	伐採作業が完了し、作業帯の撤去作業に移る。
05:50	作業帯撤去進捗に伴い、現地支部指示により縮小配置へ移行。
06:10	現地支部の指示により全配置解除。
07:00	全員集合場所へ帰着。
	終礼。各班毎に勤務状況聞き取り確認を実施。
09:00	勤務解除し、解散。
	以上



No.1 23:00~23:20

より本日の

作業進行予定の再確認及び

注意点説明を実施



No.2 23:20~23:30

より

業務実施及び対応時の

注意点の指導、教養実施



No.3 23:30~23:45

より

指揮命令システムの再確認及び

報告連絡徹底の指示を行う



No. 4 00 : 30頃

作業帯設置開始

対象木固定配置状況



No. 5 00 : 50頃

終点側 █████ 設置完了



No. 6 01 : 20頃

歩道部 █████ 配置完了



No.7 02:00頃

計画作業帯全景



No.8 02:40頃

コンビニ前 █████ 設置



No.9 05:50頃

常設帯撤去完了

道路維持管理費決算の内訳と業務内容（令和2年度～令和4年度）

(千円)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
道路維持管理（清掃費）	135,457	106,580	84,037
秋葉原交通広場清掃作業	6,433	5,848	5,848
道路清掃作業	55,625	36,210	35,654
雨水桝清掃作業	41,127	38,653	33,582
透水性舗装及び浸透桝洗浄作業	26,019	19,464	3,991
スリット側溝清掃作業	6,253	6,405	4,962
緑地帯及び緑道等維持	297,575	254,852	238,528
千鳥ヶ淵緑道清掃作業	14,996	12,201	12,110
街路樹剪定作業（夏期・冬期）	153,310	134,992	128,728
緑地帯等維持管理業務	74,929	78,539	67,985
樹木等維持管理業務	22,461	29,120	29,705
千鳥ヶ淵緑道樹木等維持管理業務	31,879	—	—

神田警察通り設計業務一覧(平成24年度～令和5年度)

予算・決算特別委員会
追加資料 7

年 度	委 託 名	金 額	主な業務内容	備 考
平成24	測量及び整備基本計画策定業務(第313号)	5,407,500	路線測量、設計条件整理、平面計画、縦横断計画	
平成25	神田警察通りⅠ期実施設計業務(第313号)	2,929,500	道路詳細設計、関係機関協議資料作成	
平成26	神田警察通りⅡ期実施設計業務(第315号)	2,264,760	道路予備修正設計、関係機関協議資料作成	
平成27	神田警察通り設計業務(第322号)	12,144,600	路上駐車調査、道路詳細設計、関係機関協議等資料	
平成27	交通安全地域整備(自転車等交通量)調査業務(第328号)	381,240	歩行者・自転車交通量調査(平日)	
平成27	交通安全地域整備(自転車等交通量(休日))調査業務(第331号)	351,000	歩行者・自転車交通量調査(休日)	
平成28 平成29	神田警察通り設計業務(第317号)	9,303,120	道路詳細修正設計、関係機関協議等資料	
平成29	神田警察通り追加設計業務(第344号)	12,276,360	道路詳細修正設計、路上停車台数調査、樹木診断	
平成30	神田警察通り協議資料作成業務(第319号)	4,428,000	車両・自転車・歩行者利用調査、 路上駐停車台数調査、道路詳細修正設計	
平成30	神田警察通り街路樹計画資料作成業務(第324号)	496,800	街路樹配置・目標樹形・樹種の検討	
令和1	神田警察通り協議資料作成業務(第327号)	12,298,000	交通量調査、アンケート調査、関係機関協議資料作成	
令和2	神田警察通り協議資料等作成業務(第319号)	14,062,400	道路詳細修正設計、移植適正度診断、 街路樹保存・更新比較検討、関係機関協議等資料	
令和3	神田警察通り協議資料等作成業務(第318号)	9,650,300	道路詳細修正設計、関係機関協議等資料	
		85,993,580		

議決後に契約変更を行った工事一覧(道路公園課・変更年度:令和元年度～令和5年度)

契約年度	件名	当初契約金額(円)	第1回変更	第2回変更	第3回変更	第4回変更	第5回変更	第6回変更	第7回変更
28	国指定史跡常盤橋門跡常磐橋復旧工事Ⅱ期	1,370,520,000	1,359,941,400	1,391,759,280	1,391,759,280	1,867,093,200	1,867,093,200	1,996,341,860	2,042,704,900
		増減額	-10,578,600	31,817,880	0	475,333,920	0	129,248,660	46,363,040
		変更理由	基底部の補強構造の変更	石積復興作業に係る変更	工期延伸	石積復興及び水切り石復元作業に係る変更	工期延伸	石積復興に係る工種変更、交通誘導員増	文化庁の指導・都道施工協議による変更
		ガイドライン該当	⑥	⑥	⑥	⑥	⑥	④⑥	⑥
29	東郷元帥記念公園改修工事	667,440,000	680,800,680	680,800,680	713,259,480	1,074,414,780	1,103,252,380	1,103,252,380	1,395,266,080
		増減額	13,360,680	0	32,458,800	361,155,300	28,837,600	0	292,013,700
		変更理由	一部開放のための整備	土壌から鉛が検出されたため工期延伸	土壌汚染対策のための工種追加(下段部)	土壌汚染対策のため設計見直し(上・中段部)	土壌汚染対策後、地耐力不足のため構造物基礎形状変更	擁壁調査のため工期延伸	新擁壁の設置、遊具等の変更、暫定整備、交通誘導員増
		ガイドライン該当	⑥	⑤⑦	⑤	⑤	⑤	⑥	⑤⑥
29	お茶の水橋補修補強工事	1,549,800,000	2,575,659,600	2,575,659,600	2,746,351,000	3,083,154,500	3,113,063,500		
		増減額	1,025,859,600	0	170,691,400	336,803,500	29,909,000		
		変更理由	PCB対策	床板受桁の追加	スライド条項適用	橋りょう構造変更	スライド条項適用		
		ガイドライン該当	⑤	④	-	④	-		
29	代官町通り歩道拡幅工事	1,237,464,000	1,238,405,760	1,248,942,320	1,320,211,960	1,338,284,660			
		増減額	941,760	10,536,560	71,269,640	18,072,700			
		変更理由	工期短縮のための工法変更、枯損木の撤去追加	植栽(伐採・新植)に係る増	遮熱性舗装工事の追加	交通誘導員増			
		ガイドライン該当	⑤	⑤	⑥	⑥			
30	九段坂公園改修工事	393,120,000	402,813,200						
		増減額	9,693,200						
		変更理由	下水道局・環境省との協議						
		ガイドライン該当	⑥						
3	後楽橋補修補強工事	1,688,390,000	1,772,620,300	2,082,676,200					
		増減額	84,230,300	310,055,900					
		変更理由	塗膜剥離回数が増	塗装面積の増、橋りょう構造変更、交通誘導員増、スライド条項適用					
		ガイドライン該当	⑥	④⑤⑥					
3	神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事	378,166,140	378,166,140	378,166,140					
		増減額	0	0					
		変更理由	工期延伸	工期延伸					
		ガイドライン該当	⑥	⑥					
3	和泉公園周辺地区道路整備工事	323,400,000	408,448,700	414,472,300					
		増減額	85,048,700	6,023,600					
		変更理由	夜間施工への変更、交通誘導員増	横断抑止柵の変更、舗装範囲の追加、交通誘導員増					
		ガイドライン該当	⑥	⑥					
3	明大通りⅡ期歩道拡幅工事	339,900,000	341,532,400	351,445,600					
		増減額	1,632,400	9,913,200					
		変更理由	街路灯の基礎形状変更	大型標識基礎撤去および都道照明移設取り止めの減、交通誘導員増					
		ガイドライン該当	⑤	⑥					
4	外濠公園総合グラウンド改修工事	429,385,000	449,671,200						
		増減額	20,286,200						
		変更理由	芝生の鋤取り量増、取付部の高さ調整範囲増						
		ガイドライン該当	⑤						

※ : 終了した工事

契約約款	設計変更対象事項
① 第17条第1項第1号	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない
② 第17条第1項第2号	設計図書に誤り又は脱漏がある
③ 第17条第1項第3号	設計図書の表示が明確でない
④ 第17条第1項第4号	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する
⑤ 第17条第1項第5号	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
⑥ 第18条	発注者が必要であると認め、設計図書の変更をする場合
⑦ 第19条	工事を一時中止する場合